

社会福祉法人 明星福社会
特別養護老人ホーム 陽光苑

運 営 規 程

令和7年1月1日改定

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人明星福祉会が運営する指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム陽光苑（以下「施設」という。）の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づきその居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 指定介護老人福祉施設 陽光苑
(特別養護老人ホーム 陽光苑)
- (2) 所在地 秋田県にかほ市金浦字古賀の田 31-2
- (3) 連絡先 電話番号 0184-44-8850
FAX番号 0184-32-4055

第2章 職員及び職務内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設は、施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容を次のとおりとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。また、法令に基づく所定の職員を配置するよう努める。

職 種	配置人数	職 務 内 容
1. 管理者（施設長）	1人	施設の業務を統括する。また、職員の指揮監督を行う。
2. 生活相談員	1人以上	入居者の日常生活についての相談、援助、及びこれらの計画の企画立案を行う。また入退所に関する業務を行う。
3. 介護支援専門員	1人以上	施設サービス計画の作成、進行管理及び評価を行う。
4. 介護職員	20人以上	入居者の日常生活の介護、指導、援助を行う。
5. 看護職員	2人以上	入居者の看護、医師の診察の補助、健康管理及び保健衛生業務を行う。

6. 機能訓練指導員	1人	入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練、介護職員への指導を行う。
7. 管理栄養士	1人	給食献立の作成、入居者の栄養指導を行う。
8. 事務職員	1人以上	施設の庶務及び会計事務を行う。
9. 医師（嘱託）	1人	入居者の診察、健康管理及び保健衛生指導を行う。
10. 調理員（委託）	2人以上	入居者に提供する食事の調理業務に従事する。

- 2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の従業者を置くことが出来る。

（職員の勤務体制等）

第5条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

- 2 施設長は毎月の勤務割り表を、その前月の25日までに策定のうえ、職員に周知するものとする。
- 3 施設長は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

第3章 入居定員

第6条 施設の入居定員は、50名とする。

- 2 入居者の生活の場となるユニットは、「にっこう」、「がっこう」、「もんじゅ」、「ふげん」、「みろく」の5ユニットとし、それぞれのユニットの定員は10名とする。
- 3 ただし、災害時及び虐待その他のやむを得ない事情がある場合、前項の定員を超えて利用者を受け入れる場合がある。

第4章 入退所

（サービス内容及び手続きの説明および同意）

第7条 施設は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、この規定の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

（サービスの提供拒否の禁止）

第8条 施設は、正当な理由なく指定介護老人福祉施設サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設などを紹介する等の適切な措置を講じるものとする。

(受給資格の確認)

- 第10条 施設は、指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 2 施設は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、その意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第11条 施設は要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意見を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

(入退所)

- 第12条 入所の対象者は、要介護1から要介護5までの認定を受けた者のうち、常時介護を必要とし、かつ、認知症等介護状態や在宅サービスの利用度及び家族等の介護負担状況等から判断し、真に居宅において介護を受けることが困難な者。ただし、要介護1又は2の者は居宅において日常生活を営むことが著しく困難である「特例入所」が認められた者とする。この特例入所の取り扱いについては、「秋田県特別養護老人ホーム入所ガイドライン」（平成27年4月1日施行）によるものとする。
- 2 平成27年3月31日時点で入所している者が、平成27年4月1日以降に要介護1又は2に変更した場合、継続入所することができる。
- 3 平成27年4月1日以降に入所する要介護3以上の者が、要介護1又は2に変更した場合は、特例入所の要件に該当すると認められる者について継続入所が認められる。
- 4 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。
- 5 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業所に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 6 施設は入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が、居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するものとする。
- 7 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員間で協議するものとする。
- 8 施設は入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることになる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

- 9 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

第5章 サービス（処遇）内容及び費用の額

（サービスの取扱方針）

- 第13条 施設は、施設サービスの提供にあたって、入居者がその有する能力に応じて自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設は、施設サービスの提供にあたって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮するものとする。
- 3 施設は、施設サービスの提供にあたって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
- 4 施設は、入居者の自律した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
- 5 職員は、施設サービスの提供にあたって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 6 施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者などの生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束などを行わないものとし、身体拘束等の適正化の為の指針を整備するとともに、従業者に対して年2回以上研修を実施するものとする。
- 7 前項の身体拘束等を行う場合には、その容態及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し、身体拘束適正化のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催しその結果について、従業者に周知するものとする。
- 8 施設は、現場における課題抽出及び分析、自らその提供するサービスの質の評価及び検討する委員会を定期的に開催し、常に改善を図るものとする。
- 9 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね3カ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入所できるようにするものとする。

（施設サービス計画）

- 第14条 計画担当介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営むうえで入居者が解決すべき課題を把握し、他の従業者と協議の上、施設サービスの目標及び達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービス計画の実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 3 計画担当介護支援専門員は、第1項に規定する施設サービス計画の原案及び第2項に規定する変更案について入居者に対して説明し、同意を得るものとする。

(介護)

- 第15条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を入居者が、その心身の状況に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援するものとする。
 - 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。
 - 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 5 施設は、おむつを使用せざるおえない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
 - 6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
 - 7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。
 - 8 施設は入居者に対し、その負担により、施設の職員以外のものによる介護を受けさせてはならない。
 - 9 施設は、サービスの提供に当たっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(食事)

- 第16条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事の提供をするものとする。
- 2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。
 - 3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事をとることができるよう必要な時間を確保するものとする。
 - 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

- 第17条 施設は、常に入居者の心身の状況、そのおかれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(健康管理)

第18条 施設の医師及び看護師は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を取るものとする。

(機能訓練)

第19条 施設は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第20条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に関する活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的にこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図りつつ、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第21条 施設は、施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準額の支払いを入居者から受けるものとする。なお、法定費用の額の変更に関しては、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準に基づくものとし、所定費用の額の変更に関しては、予め入居者に対し説明を行い入所者の同意を得るものとする。

- 2 施設は、前項の支払いを受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
 - (1) 食事の提供に要する費用
 - (2) ユニットの提供に伴う居住に要する費用
 - (3) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
 - (4) 理美容代
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供する便宜のうち日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。
- 3 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得るものとする。
- 4 利用料、その他の費用額は重要事項説明書に準ずるものとする。

(入院期間中のベッドの活用)

第22条 入院中の空きベッドは、短期入所生活介護事業等に用いるベッドとして他の者に使用させることが出来る。なお、使用に当たっては入居者または家族の了解を得ることとし、使用中の居住費は徴収しない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 23 条 施設は、施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他の必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付するものとする。

第 6 章 施設の利用にあたっての留意事項

(施設利用にあたっての留意事項)

第 24 条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 建物、備品その他の器具を破損し、又は持ち出さないこと。
- (3) けんか、口論又は暴力行為等、他人に迷惑のなることをしないこと。
- (4) 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間、決められた量で飲酒すること。

2 施設長は、入居者が次の各号に該当すると認めるときは、当該市町村に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 故意にこの規程等に違反したとき。

(緊急時における対応)

第 25 条 施設の職員等は、サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は嘱託医、施設の協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第 26 条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な処置を講ずるものとする。

- 2 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故又は当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する。
- 3 事故防止のための指針を整備すると共に、適切な処置を実施するための専任の担当者を置く。
- 4 定期的に事故発生防止のための委員会の開催及び職員に対する研修を年 2 回以上行う。
- 5 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第27条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気、消防等についての責任者を定める。
- 2 非常災害時の関係機関の通報及び連絡体制を整備し、それらを職員に定期的に周知する。
 - 3 施設は年2回、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち1回は夜間又は夜間想定訓練）を行う。
 - 4 施設は、非常災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、定期的に避難、誘導、救出、訓練（シュミレーション）の実施、その他、必要な訓練を年2回以上行う。
 - 5 施設は、非常災害に関する業務継続計画を別に定める。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。
 - 6 非常災害訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に務める。

第8章 従業員の服務規程と質の確保

(従業員の服務規程)

- 第28条 従業員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。また、服務に当たっては、協力して施設の秩序の維持に努める。

(衛生管理)

- 第29条 従業員は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な処置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行う。
- 2 感染症の発生防止及びびまん延防止のために必要な処置を講ずる。
 - 3 感染症または食中毒の予防及びびまん延の防止のための対策を検討する委員会を3カ月に1回以上開催するとともに、指針を整備し、年2回以上研修を開催、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
 - 4 感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）を実施、その他、必要な訓練を年2回以上行う。
 - 5 施設は、感染症に関する業務継続計画を別に定める。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(虐待防止に向けた体制)

- 第30条 施設は、虐待発生防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。
- 2 施設は、虐待防止検討委員会を設置し、本体制を適切に実施するための専任の担当者を置く。

- 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針整備、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した場合の通報、虐待防止発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお本虐待防止検討委員会は、他の委員会と一体的に定期的に行う。
- 4 施設は、定期的に虐待防止に向けた研修を年2回以上開催するとともにその内容について従業者に周知徹底を図る。

第9章 その他の運営に関する事項

(苦情処理)

- 第31条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 施設は、提供した施設サービス等に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合、当該指導者又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(ハラスメント)

- 第32条 施設は、職場におけるハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を以下のように講じる。なお、職場におけるハラスメントには、利用者等からのハラスメントも含まれる。
- 2 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を定め、従業者に周知・啓発する。
 - 3 相談に対応する担当者、相談への対応窓口を定め、従業者に周知する。

(秘密保持等)

- 第33条 職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 施設は、居宅介護支援事業所等に対し、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

(地域との連携)

- 第34条 施設の運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(勤務体制等)

第 35 条 施設は、入居者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者に体制を定める。

- 2 入居者に対するサービス提供は、施設従業者によって行う。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 36 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設の退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(重要事項の閲覧)

第 37 条 施設は、運営規程等の重要事項、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項等を当該施設の見やすい場所にいつでも閲覧できる状態で備え置く。

(会計区分)

第 38 条 施設は、施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。

- 2 施設の経理は、明星福社会経理規定の定めるところによる。

(記録の整備)

第 39 条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間は保存しなければならない。

(従業者の質的向上)

第 40 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし業務体制を整備する。

(法令との関係)

第 41 条 この規定に定めのない事項については、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 39 号）、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年 3 月 31 日厚生省令第 46 号）その他関連法令の定めるところに従い協議するものとする。